

申込みからお支払までの流れ

申し込み

泰阜村子ども・子育て総合支援センターにじいろまで
お申し込みください。

利用決定通知が到着

利用期間・利用負担額等をご確認ください。

施設への電話連絡

施設に預ける時間等をお電話でご連絡ください。

施設に子どもを預ける

保護者が施設までの送迎を行ってください。
詳しい持ち物は施設にお問合せください。

保護者負担金の請求

後日、泰阜村子ども・子育て総合支援センターにじいろより
納付書をお送りいたします。

負担金のお支払い

納入期限までに、役場会計または指定金融機関でお支払いください。

- 利用決定後は施設と連絡を取り、施設の指示に従い入所して下さい。
- 施設入所中は施設長の指示に従って下さい。
- 施設までの送迎は原則として保護者が行って下さい。
- 医療機関にかかった場合の経費は保護者負担となります。
- 利用期間を変更する場合は、速やかに施設に連絡して下さい。

泰阜村



短期支援事業



お問合せ・申し込み

泰阜村子ども・子育て総合支援センターにじいろ

TEL:0260-26-2216

FAX:0260-26-2002(教育委員会)

泰阜村が社会福祉施設に委託して行う事業です。

泰阜村子育て短期支援事業

「子育て短期支援事業」は、病気、出産、看護、仕事など家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合や、育児不安・育児疲れなどをリフレッシュするために、一時的にお子さんを施設においてお預かりし、養育・保護を行う事業です。

事業名	利用要件	期間
短期入所生活援助事業 (ショートステイ)	次の理由等により家庭において児童を養育できないと村長が認めた場合 ア 疾病にかかり、又は負傷していること。 イ 妊娠中又は出産後間もないこと。 ウ 同居の親族を看護、又は介護していること。 エ 震災、風水害、火災、その他の災害の復旧に当たっていること。 オ 冠婚葬祭、失踪、転勤及び出張。 カ 育児疲れ、特別な配慮を必要とする児童の看病疲れ、育児不安の状態であること。	原則として 1回につき 7日以内
夜間養護等事業 (トワイライトステイ)	保護者の仕事等の理由により、夜間に当該保護者が不在となる家庭の児童で、村長が必要と認めた場合。	午後5時 から 午後10時

○対象児童 児童(18歳に達する日以降の最初の3月31日までの期間にある者。4月1日生まれの者にあつては18歳の誕生日前日まで。)

○利用施設 慈恵園 (豊丘村大字神稲4461-1 電話0265-35-4815)
風越乳児院※3歳未満児のみ
(飯田市丸山町4-7490-3 電話0265-22-4127)
風越寮 (飯田市丸山町4-7537-10 電話0265-22-1489)

○利用ができない場合

- 1 施設の事情(施設の定員超過・病気の感染等)により受け入れが困難な場合
- 2 対象となる児童が感染症を有し、他の入所者に感染させるおそれのある者
- 3 疾病等により医療機関へ入院して医療を受ける必要のある者
- 4 障がい等により他の社会福祉施設を利用することが適当である者

○持ち物

- 1 申請時 印鑑、1月2日以降に転入された方は、前住所地の市町村民課税証明書
- 2 入所時 保険証(またはコピー)、着替え、保育所や学校生活等で必要な物



保護者負担金 一覧表

短期入所生活援助事業(ショートステイ)

区分		1日あたり (24時間まで)
生活保護世帯 村民税非課税世帯のうち、母子・父子・ 養育者世帯	2歳未満児	0円
	2歳以上児	0円
上記世帯を除く村民税非課税世帯 村民税課税世帯のうち母子・父子・ 養育者世帯	2歳未満児	1,100円
	2歳以上児	1,000円
上記以外の世帯	2歳未満児	5,350円
	2歳以上児	2,750円

夜間養護等事業(トワイライトステイ)

区分		1回あたり
生活保護世帯 村民税非課税世帯のうち、母子・父子・ 養育者世帯	午後5時	0円
	から	
上記世帯を除く村民税非課税世帯 村民税課税世帯のうち母子・父子・ 養育者世帯	午後10時	300円
	上記以外の世帯	750円

食事加算

慈恵園：1食200円

風越乳児院・風越寮：利用料に含むため加算無し

○助成制度について

利用する上で経済的支援が必要な世帯に、保護者負担金の助成制度があります。

詳細は、泰阜村子ども・子育て総合支援センターにじいろまでお問い合わせください。

